

## 大学院修了要件における在学期間の短縮に関する取扱要綱

平成21年4月1日制定

改正 平成27年 3月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森公立大学大学院学則（平成21年規程第3号。以下「大学院学則」という。）第21条第1項ただし書及び第22条第1項ただし書の規定に基づき、大学院において優れた業績を上げた者について、修了要件における在学期間の短縮に必要な事項を定める。

(博士前期課程における成績基準)

第2条 大学院学則第21条第1項ただし書に規定する優れた業績を上げた者とは、次の各号のいずれかの成績基準を満たす者とする。

- (1) あらかじめ大学院の授業科目を履修し、基礎科目を含み14単位以上をA又はBで修得して大学院に入学した者
- (2) あらかじめ大学院の授業科目を履修して入学し、博士前期課程1年次春学期終了時点までに基礎演習2単位並びに基礎講義科目のうち2単位及び基幹科目のうち6単位を成績評価Aで修得し、これらを含み26単位以上を修得し、かつ、履修したすべての授業科目において成績評価Cのない者
- (3) 博士前期課程1年次秋学期終了時点までに基礎演習2単位並びに基礎講義科目のうち2単位及び基幹科目のうち6単位を成績評価Aで修得し、これらを含み26単位以上を修得し、かつ、履修したすべての授業科目において成績評価Cのない者

(課題研究指導の実施)

第3条 博士前期課程において在学期間を短縮して修了しようとする場合は、学期が始まる前にあらかじめその旨を学長に申し出て、前条の優れた業績を上げた者の認定を受けた後、指導教員の承認を経て必要な履修登録手続を行うものとする。

- 2 前条の優れた業績を上げた者と認められた者に対する課題研究指導は、特に集中的に行うことによって半年間で修了することを認めることができるものとする。
- 3 半年間で課題研究指導が修了した場合は、修士論文又は研究調査の提出を認め、これを審査し、その成果に対して単位を認定することができるものとする。

(博士後期課程における成績基準)

第4条 大学院学則第22条第1項に規定する優れた業績を上げた者とは、短縮される在学期間の年数に応じて次条又は第6条に規定する要件を満たし、かつ、研究科教授会においてその業績が認められた者とする。

(在学期間1年の要件)

第5条 在学期間を1年に短縮することができる要件は、博士後期課程入学時まで  
次の各号のいずれかに該当していることとする。

- (1) 優れた刊行学術論文が2つ以上あること。
- (2) 優れた刊行学術書があること。
- (3) その他極めて優れた研究業績があること。

(在学期間2年の要件)

第6条 在学期間を2年に短縮することができる要件は、博士後期課程1年次秋学期  
終了時点までに論文作成研究指導、特定研究科目及び総合演習科目を含み10単位  
以上を成績評価Aで修得し、かつ、次の各号のいずれかに該当していることとする。

- (1) 優れた刊行学術論文が1つ以上あること。
- (2) 刊行学術書があること。
- (3) その他優れた研究業績があること。

(論文作成研究指導の実施等)

第7条 博士後期課程において在学期間を短縮して修了しようとする場合は、学期が  
始まる前にあらかじめその旨を学長に申し出るものとする。

- 2 学長は、前項の申出があったとき、研究科教授会の意見を徴した上で第4条の優  
れた業績を上げた者の認定の可否を決定する。
- 3 前項の認定を受けた者は、指導教員の承認を経て必要な履修手続を行うものとする。
- 4 博士後期課程において在学期間を1年に短縮して修了しようとする場合は、春学  
期に学位論文執筆認定審査を受けることができる。この場合において、当該認定審  
査に合格した者は、1年次秋学期に予備審査を受け、当該予備審査に合格した後に、  
12月に学位論文を提出できるものとする。
- 5 博士後期課程において在学期間を2年に短縮して修了しようとする場合は、2年  
次春学期に学位論文執筆認定審査を受けることができる。この場合において、当該  
認定審査に合格した者は、2年次秋学期に予備審査を受け、当該予備審査に合格し  
た後に、12月に学位論文を提出できるものとする。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の日(以下「実施日」という。)前において、青森公立大学地域研  
究センター奨学寄附金取扱要綱等を廃止する要綱(平成21年4月1日実施)によ  
る廃止前の大学院修了要件における在学期間の短縮に関する取扱い要綱(平成14

年4月1日実施)の規定(次項各号の規定によりその例によることとされたものを含む。)に基づきなされた在学期間の短縮その他の行為は、この要綱の相当規定に基づきなされたものとみなす。

3 この要綱の規定は、平成19年度以後に入学した者について適用し、その他の者で実施日以後に大学院に在籍することとなるものに係る在籍期間の短縮については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 平成16年度までに入学した者及び同年度までに入学し、平成17年度以後に再入学した者 大学院修了要件における在学期間の短縮に関する取扱い要綱の一部を改正する要綱(平成17年4月1日実施)による改正前の大学院修了要件における在学期間の短縮に関する取扱い要綱の規定の例による。

(2) 平成18年度までに入学した者及び同年度までに入学し、平成19年度以後に再入学した者 大学院修了要件における在学期間の短縮に関する取扱い要綱の一部を改正する要綱(平成19年4月1日実施)による改正前の大学院修了要件における在学期間の短縮に関する取扱い要綱(以下「平成19年改正前要綱」という。)の規定の例による。

4 前項の規定にかかわらず、平成19年度以後に入学した者で学部においてあらかじめ大学院の授業科目を履修していたものについては、平成19年改正前要綱第2条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成27年3月30日)

(実施期日)

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。